

救急救命士基本手技訓練の実施

令和3年12月9日（木）、10日（金）に、救急救命士の資格を有する職員及び救急救命士養成学校へ派遣予定の職員を対象に基本手技訓練を実施しました。

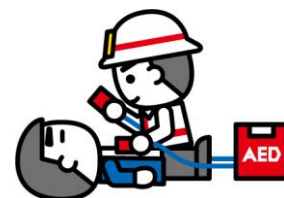
この訓練は、ベテラン救命士を中心として研修資料を作成し、若い救急救命士に点滴や気管挿管の一連の流れを確認させるとともに、傷病者や搬送先の病院への接遇向上及び本組合が運用しているプロトコール（救急隊活動時の決まり事）の研修を実施しました。

心肺停止者の社会復帰率の向上と医療事故等を起こさないためにも、継続的な訓練を実施していきます。

プロトコール研修



特定行為手技訓練



救急救命士とは…

救急救命士は救急車に同乗し、病気やケガをした人を適切な病院に搬送し、病院到着までの間、医師の指示のもとで、点滴をしたり、管を使って呼吸の確保など医療行為の一部ができる人です。本組合では国家資格に合格した救急救命士が年間約7000件の救急事案に出動しています。